

# 水資源を大切に 漏水発見にご協力をください。

平成18年度の漏水率は8.4%です。  
平成18年度に漏水調査により発見された漏水は4件。発見によりおよそ380万円に相当する経費節減が図られました。

浄水場できれいになった水は、道路に埋設した配水管を通して、みなさまにとどけられます。水道課では、安全でおいしい水の安定供給にむけ、専門業者に漏水調査の委託を行い、漏水の早期発見・修理を心掛けています。

## 漏水発見の主な例（配水管）

- ・道路などに積もった雪の一部分が不自然に融けている
- ・晴れているのに道路がいつもぬれている
- ・水が急に出にくくなった
- ・乾いている水路に水がたまりだした

## みなさまへのお願い

漏水は大切な水をムダにするだけでなく、道路の陥没による事故や水圧の不足により、蛇口から水が出にくくなったりと、みなさまの日常生活に影響を及ぼすことがあります。道路や宅地内がぬれていたたり、水たまりができている場合は、水道課まで連絡ください。

連絡先 水道課（内線113、114）

## 漏水しているのかな？と思ったら

まったく水を使っていないのに下の写真の赤い部分が回っている場合は、漏水の可能性がありまますので、すぐ水道課にご連絡ください。

### 地上メーターでの確認方法

（大きい水漏れがわかります）



外の壁にあるよ

（地上メーターの一例）

### 地下メーターでの確認方法

（わずかな水漏れもわかります）

地面にある蓋をあけるとあるよ



（地下メーターの一例）

宅地内の水道管はみなさまが管理するものです。気づかないうちに高額な料金の支払いをすることがないように、月に一度は水道メーターを確認しましょう。

## 給水装置はみなさまの財産です。

給水装置はみなさまの財産です。改造や撤去、修理などにかかる費用はお客様の負担になります。ただし、公道内に布設された配水管からお客様の家の止水栓までの水漏れの修理に関しては上下水道部が負担します。

